

令和6年度事業報告

事業の概要

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）は、廃棄物の適正処理推進による公衆衛生の向上や3R活動推進による地球環境の保全に資するため、「廃棄物・3Rに係る調査研究事業」、「廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の普及啓発事業」及び「我が国循環産業の国際展開支援事業」の公益目的事業を行っている。

令和6年度においては、これらの公益目的事業の具体的な取組として、従来から継続して、国や自治体などからの受託費等により、災害廃棄物対策の強化に向けた調査研究、廃棄物分野の二酸化炭素発生抑制を図る補助金の執行、廃棄物焼却発電システム等の海外展開に資する業務等を積極的に実施したところである。

I 廃棄物・3Rに係る調査研究事業（公1）

1. 受託等事業（環境省）

（1）令和6年度災害廃棄物分野における人材育成促進検討業務

環境省が令和2年度に設立した災害廃棄物処理支援員制度の支援員を対象とした研修を実施し、実際の運用時に生じた課題等について意見交換を行い必要な改善を図っていくこと、及び地方公共団体から提出された災害廃棄物処理計画策定に必要な補助金交付申請に関する審査会を運営することを目的とする業務を実施した。

（2）令和6年度大規模災害時における中部ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務（中部地方環境事務所）

中部地方環境事務所では、「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」（以下「協議会」という。）において、協議会における議論に必要な調査等を行うため、平成26年度以降、毎年度「大規模災害時における中部ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務」を行っている。

本業務は、協議会の運営支援、「中部ブロック災害廃棄物対策セミナー」の開催支援、発災前に共有すべき情報等の調査、訓練・演習の実施支援等を通して、中部ブロックの地域特性・課題等に即して災害廃棄物対策に係る広域連携の実効性の向上を図ることを目的として実施した。

（3）令和6年度災害廃棄物処理に係る地理空間情報を活かした情報伝達訓練実施業務（関東地方環境事務所）

環境省が全国レベルや地域ブロックレベルで構築してきた連携協力体制を活かし、それぞれが同じ状況認識のもと大規模災害時の災害廃棄物処理に対応していくことができるように、今後の災害対応業務において地理空間情報を活かした一見して分かりやすく説得力のある情報共有の手法を取り入れていくことを目指し、令和4年度から地理情報システムを用いた情報共有の手法を試行検証している。

本業務は、地理情報システムを活用した情報連携ツールを活用し、発災時を想定した情報伝達訓練を行うことで、発災時のスムーズな情報共有を実現させることを目的として実施した。

（4）プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事

業

プラスチック資源循環及び再エネ製品のリサイクルを促進し、プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の削減を図るため、

- ・ 資源循環に係るバリューチェーン全体においてこれまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくはより高品質な再生素材の供給を目指す資源循環高度化設備や、プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備を導入する事業に要する経費
- ・ 化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマスプラスチック）等の製造設備の導入に要する経費
- ・ 使用済製品のリサイクル工程における金属材料の高度破碎・選別のためのリサイクル設備の導入に要する経費
- ・ 今後排出増加が見込まれる太陽光発電設備及びリチウム蓄電池のリサイクル設備の導入に要する経費

に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施した。

（５）廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち廃棄物エネルギーの有効利用によるマルチベネフィット達成促進事業）

民間企業等において、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理にかかる設備を導入し、地元自治体と災害廃棄物受け入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等に資するマルチベネフィットの達成を図る事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施した。

（６）国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業

今後大量廃棄が見込まれている太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品やガラス等のベース素材については、省CO₂型の国内リサイクル体制の整備が必要なため、省CO₂型のリサイクル技術向上とリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証事業に要する経費に対し、一部を補助する事業を実施した。

（７）先進的な資源循環投資促進事業

我が国における中小企業を含む製造サプライチェーンや技術基盤の強みを最大限活用し、廃プラスチックや金属等の大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備に対する実証・導入支援を行う。具体的には、CO₂削減が困難な産業（Hard-to-Abate 産業）における排出削減や、GX（グリーントランスフォーメーション）実現に不可欠なリチウム蓄電池等をはじめとするGX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築する事業に対し、一部の経費を補助する事業を実施した。

（８）令和６年度有害使用済機器等の取扱いに関する実態調査業務

近年、廃棄物処理法の規制の対象外である金属スクラップ等の保管ヤードにおいて、不適正な保管や処理により生活環境に影響を与える問題が発生していることから、現行規制の見直しを検討するため、有害使用済機器の保管等の実態調査に加えて、届出制度対象外の再生資源物（金属・雑品スクラップ、プラスチックスクラップ等）の保管等の実態について全国の自治体を対象に調査を

行った。

本調査の結果、金属スクラップ等の保管ヤードにおいて、現に様々な生活環境保全上の支障が発生しており、現行の制度では自治体から事業者への有効な指導も困難な状況であることが分かった。再生資源物の適正な処理、環境保全、資源循環システムの構築のため、有価の再生資源物についても新たな規制が必要であることが分かった。

(9) 自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業（令和6年度補正予算）

自動車における再生プラスチックの供給拡大のため、新たに以下の2つの事業に係る補助事業を実施している。

- 1) 再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業
- 2) プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破砕設備導入事業

(10) 地産地消型資源循環加速化事業（令和6年度補正予算）

地域における地産地消型の資源循環システムの構築・拡大に向けて、地域で排出される資源性廃棄物を対象に、回収・選別・再資源化等に係る技術面での実施可能性調査等のモデル事業を実施する事業者等への支援を新たに実施している。（本事業は、日本エヌ・ユー・エス株式会社と共同で実施している。）

2. 受託等事業（環境省以外）

(1) 災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発業務を支援するための基礎調査業務（国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国立環境研究所」という。）

近年では、頻発する災害に対して、災害廃棄物処理における平時・災害時の住民との連携や広報・啓発活動の重要性が増し、これらの事例が蓄積されつつある。しかし、現状ではこのような取組事例に関する詳しい調査報告は一部にとどまっているため、今後全国の自治体が同様の取組を検討し、適切な選択を支援するための情報の整理が必要である。

本業務では、自治体が行ってきた災害廃棄物処理における平時・災害時の住民との連携や啓発活動について、特に先駆的事例と考えられる取組を対象にヒアリング調査を実施し、当該取組の概要や実施状況に関する情報の収集整理と、その内容をわかりやすく整理した事例集の作成支援を行った。

(2) 令和6年度災害廃棄物処理に関する情報プラットフォーム管理運営業務（国立環境研究所）

全国自治体の担当者を対象に災害廃棄物に関する情報や資料を効率的に共有するための情報基盤として、国立環境研究所が運営する「災害廃棄物情報プラットフォーム」の継続的な管理運営のためのサポートとして、1か月に1～2回程度、災害廃棄物処理に係る行政資料の収集と掲載許諾確認、寄稿記事の依頼と作成等のコンテンツの作成を実施した。

また、災害廃棄物対策に関する最新の取り組みの参加者相互の共有とネットワーク醸成を目的とした情報交換会の開催支援を実施した。

(3) 災害廃棄物ガバナンスに関するガイドブックの作成業務（国立環境研究所）

国立環境研究所では、廃棄物処理に関係する行政・事業者・市民等の様々な関係者ネットワークにより災害廃棄物処理を円滑に行う「災害廃棄物ガバナンス」について検討してきた。これまで、

理論と実証の両面から、災害廃棄物ガバナンスに係る要素ごとに研究を進めてきたが、実務的に有用な形で、体系的かつ分かりやすく成果の全体を提示できていない。

本業務では、災害廃棄物ガバナンスに係る国立環境研究所及び他の大学・研究機関による研究成果に基づき、実務的に活用できる災害廃棄物ガバナンスに関するガイドブックを作成している。

（４）令和６年度愛知県災害廃棄物処理計画推進業務（愛知県）

愛知県が推進する県内の市町村、一部事務組合を対象とした災害廃棄物処理に係る人材育成において、初任者を対象とした基礎研修、災害廃棄物処理に係る業務の経験者を対象としたスペシャリスト養成研修、図上演習等、不参加市町村を対象としたフォローアップ研修について、企画・運営支援を実施した。

（５）環境保全対策調査（大阪湾広域臨海環境整備センター）

尼崎沖・泉大津沖処分場の保有水 pH 対策等の検討、大阪沖処分場、神戸沖処分場の水質浄化のための内水ポンド活用方策等の検討、大阪沖処分場の水質モニタリング調査等のほか、環境保全対策調査委員会の運営を行っている。令和６年度は２回の委員会を会議室とウェブ会議システムの併用により実施した。また、令和６年１月には、東京都中央防波堤外埋立処分場・新海面埋立処分場の見学を、第２回の委員会と併せて行った。（国立環境研究所、福岡大学、九州大学、大阪公立大学、室蘭工業大学、明星大学、大阪大学の協力を得て実施。）

（６）東南アジア地域における再生材データバンクの活用およびビジネスモデルの構築（独立行政法人環境再生保全機構）

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第３期課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」において、日系自動車メーカーが ELV 規則案の再生材利用率目標を達成するために、タイ・ベトナム地域において安定的に再生材を提供する仕組みの構築を目指して、再生材データバンクのデータ蓄積・活用等の SIP の成果を活用したビジネスモデルを検討するための事業で、長瀬産業株式会社との共同事業として、令和６年度から参画した。

令和６年度においては、日系自動車メーカーが、欧州の ELV 規則案による再生材利用率の目標を達成するために、タイにおける再生材バリューチェーンを前提とした再生材の市場に係る情報収集及び海外ペレットの調達業務を実施した。

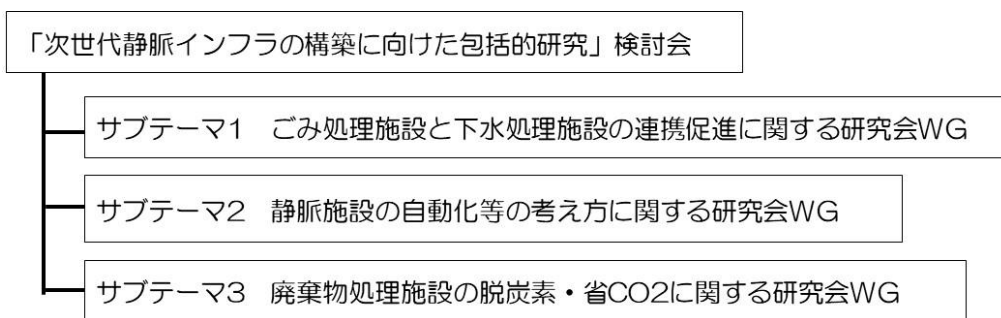
３．自主事業

（１）共同研究事業（次世代静脈インフラの構築に向けた包括的研究）

共同研究事業では、廃棄物処理・３Ｒ研究の推進に関する技術的なテーマを設定し、学識経験者及び関心がある財団の会員企業と共同で調査研究を実施している。

令和６年度は、前年度に続いて以下の研究テーマについて、検討会の下に３つのWGを設置して調査研究を実施した。

（学識経験者、会員企業（川崎重工業、神鋼環境ソリューション、JFE エンジニアリング、タクマ、カナデビア）及び財団の共同研究）



(2) プラスチックの資源循環に関する業務

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、プラスチック使用製品設計指針への適合性について、プラスチック使用製品の設計認定のための技術的な調査を行う指定調査機関として、経済産業省や関係業界と協議を行うなど、申請・認定に向けた検討、準備を行った。

(3) 3R・循環経済研究会の実施

3R・資源循環・循環経済をテーマとして、世界の潮流となり始めた新たな概念を自分事化するとともに、我が国における動脈産業と静脈産業の連携を強化することを目的に、学識経験者 10 名、環境省、地方自治体 3 団体、民間企業 44 社（令和 7 年 3 月時点で 49 社）の関係者に賛同いただいて、令和 5 年 1 月に発足した。

令和 6 年度は、前年度に引き続き、都内で 5 回の会合を開催し、情報の提供と意見交換を行った。また 10 月には、学識経験者、会員企業等により、欧州のリサイクル施設等の視察を実施した。

（参考：令和 5 年 1 月から令和 7 年 3 月までの研究会実績）

日 程	テーマ
第 1 回（令和 5 年 1 月 27 日）	我が国の 3R・循環経済政策
第 2 回（3 月 27 日）	循環経済をめぐる世界の動き～背景と基本概念～
第 3 回（5 月 31 日）	成長志向型の資源自律経済戦略
第 4 回（8 月 3 日）	プラスチック資源の循環利用の実践（その 1）
第 5 回（9 月 22 日）	プラスチック資源の循環利用の実践（その 2）
欧州視察（10 月 8～15 日）	視察先：トムラ、スタッドラー（@ドイツ）、ECOPARC 4（@スペイン）他
第 6 回（11 月 27 日）	動静脈連携強化のための情報共有
第 7 回（令和 6 年 1 月 22 日）	再生可能エネルギー発電設備及び繊維製品の資源循環
第 8 回（6 月 6 日）	資源循環分野における技術開発（G I 基金）
第 9 回（7 月 9 日）	脱炭素型資源循環システムの構築
第 10 回（10 月 3 日）	資源循環分野における技術開発（SIP）
欧州視察（11 月 2～10 日）	視察先：Remondis、スタッドラー、トムラフィードストック（@ドイツ）、UTE Granada、Life4Film（@スペイン）他
第 11 回（12 月 16 日）	第 5 次循環基本計画の狙い

第12回（令和7年2月25日）	自動車用再生プラスチックの確保に向けた動静脈流連携の強化について
-----------------	----------------------------------

Ⅱ 廃棄物・3Rに係る調査研究の成果の普及啓発事業（公2）

1. 受託等事業（環境省）

（1）3R推進企画運營業務

3Rの推進を通じた循環型社会づくりをめざして、環境省と開催する3R推進全国大会、小中学生を対象とした3R促進ポスターコンクール、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦等の様々な事業を幅広いパートナーシップの下、展開した。

令和6年度においては、全国大会を埼玉県、環境省、環境省関東地方環境事務所との共催により、「埼玉から未来へ！ サークュラーエコノミーで育む地域の力」をテーマとして、さいたま市内で開催し、表彰式、基調講演、特別講演、パネルディスカッション、施設見学会等を実施した。

日程	大会名	主催者	会場
10月24日	第18回3R推進全国大会 ～埼玉から未来へ！ サークュラーエコノミーで育む地域の力～	環境省、環境省関東地方環境事務所、埼玉県、3R・資源循環推進フォーラム	さいたま市プラザノース

また、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に関する説明や業界団体・地方公共団体の取組を紹介する3R推進地方セミナーを、全国2か所の自治体の協力のもと開催した。

日程	セミナーのタイトル	開催場所
12月20日	3R推進地方セミナー（兵庫県）～兵庫県における水平リサイクルの最新の取組～	神戸市
1月31日	3R推進地方セミナー（福島県）～福島県における3R・資源循環に向けた最近の動向について～	福島市

2. 自主事業

（1）3R・資源循環推進フォーラム支援事業

財団内に事務局を置く「3R・資源循環推進フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の業務が円滑に行われるよう、適宜支援を行っている。フォーラムは、令和6年4月に従来の「3R活動推進フォーラム」から名称を変更し、一部の事業の充実・強化したところである。また令和6年8月には新しいロゴマークを定め公表した（右図参照）。



同フォーラムの令和6年度の活動の例として、セミナー等の開催状況を以下に示す。

また、フォーラムにおいては、令和6年度に理事会・総会を開催した（6月）のに加え、2回の企画・運営委員会を開催し、3R・資源循環推進フォーラムの今後の活動の進め方等について審議していただいた。

日 程	セミナー等のタイトル	開催場所
7月2日	容器包装の3Rに関する市民・自治体と事業者の意見交換 容器包装交流セミナー in 高松	高松市
7月3日	プラスチック資源循環研修会 高松 ―プラスチック資源循環法・制度の概要と市町村・事業者の対応―	高松市
7月13日	SDGs チャレンジ「ロスフラワー®をアップサイクルしよう」	東京都渋谷区
11月21日	容器包装交流セミナー ―容器包装の3R・資源循環ワークショップ― 市民・自治体と事業者の意見交換 in 岐阜	岐阜市
11月22日	プラスチック資源循環研修会 岐阜 ―プラスチック資源循環法・制度の概要と市町村・事業者の対応―	岐阜市
2月14日	循環・3R リレーセミナー ―資源循環を巡る国内外の最新情勢について―	東京都港区
2月19日	容器包装交流セミナー ―容器包装の3R・資源循環ワークショップ― 市民・自治体と事業者の意見交換 in 前橋	前橋市
2月20日	プラスチック資源循環研修会 前橋 ―プラスチック資源循環法・制度の概要と市町村・事業者の対応―	前橋市

(2) 3R・循環経済先進事例研究発表会

循環経済・資源循環への取組については、脱炭素社会の形成、経済安全保障や地方創生などの社会的課題解決に貢献するものとしてあらゆる分野で関係者が一丸となって着実に推進していくことが求められている。脱炭素型資源循環システムの構築、地域に密着した資源循環、産官学や動静脈連携等に関する先進的な取組を行っている企業や自治体などの事例を積極的に発信し、関係者の連携や相互交流を促進するため、本発表会を3R・資源循環推進フォーラムとリデュース・リユース・リサイクル推進協議会の共催により開催した。

本発表会はハイブリッド方式で行い、会場21名、オンライン110名の合計131名が参加した。

日程	イベント名	会場
12月23日	3R・循環経済先進事例研究発表会	A P 東京八重洲

(3) 年次報告会等の開催事業

財団における廃棄物・3Rに係る調査・研究の成果を幅広く周知するため、年次報告会（下表参照）を開催するとともに、関係団体等におけるセミナー等の開催を支援するため、共催・後援等も積極的に実施している。

令和6年度の年次報告会は、多くの方々に視聴していただけるよう、前年度に引き続き、会場とウェブ会議システムを利用したハイブリッド方式で実施した。

日 程	名 称	公開方法
10月30日	令和6年度廃棄物・3R研究財団&3R・資源循環推進フォーラム年次報告会	会場及びウェブ会議システムによる配信（ハイブリッド）

(4) インターネットによる情報提供事業

廃棄物・3Rに関する財団の取組に加え、国、地方公共団体、企業、NPO等の最新情報を取りまとめたメルマガ「3R・廃棄物ニュース」を、月に2回、毎回約 6,200 の受信先に配信している。

また、財団のウェブサイトを活用して業務内容に関する情報をビジュアルに掲載したり、英文による情報提供を充実したりしているところであり、今後も必要な情報を迅速・タイムリーに提供すること等により、情報発信や普及啓発の一層の充実を目指す。

令和7年3月には、財団の業務全体、各部門の業務を紹介する数分の動画を作成し、財団のウェブサイトで公開した。(URL：<https://www.jwrf.or.jp/movie/index.html>)

(5) 資料・パンフレット等作成・配布

廃棄物・3Rに関する財団の取組等の情報を分かりやすく取りまとめた資料やパンフレットを各セミナー等で配布している。パンフレットについては令和6年度に改訂し、最近の財団の活動、事業等を分かりやすく取りまとめた。

III 我が国循環産業の国際展開支援事業（公3）

1. 受託等事業（環境省）

(1) 資源循環分野の脱炭素化促進事業

途上国・新興国におけるエネルギー起源CO₂の排出削減に資する廃棄物処理・リサイクル技術を海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を支援する事業等を実施した。

(2) 我が国循環産業の海外展開事業化促進業務の対象事業選定・統括等業務

今後数年以内に、海外において、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業に係る実現可能性調査等を、当財団と請負契約を締結し実施する事業を実施した。

また本事業においては、海外展開可能性国の情報収集・分析、過去の実現性調査等支援等対象事業のフォローアップ、海外展開促進に関する市場動向等の情報整理、官民連携スキームでの廃棄物発電事業の実現に向けた課題整理・支援を実施した。

(3) 廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの構築

途上国における廃棄物管理能力の向上を支援していくため、日本において実際に廃棄物管理や廃棄物関連インフラ整備等を行った経験を有する地方公共団体職員及びその退職者が有する知識や経験を活用するとともに、今後とも地方公共団体の協力を得るための方策についての検討等を行うため、地方公共団体のネットワークを運営した。この中で、令和6年度において地方公共団体間の意見交換会の実施、地方公共団体の職員向けの国際協力研修の試行、メールマガジンの配信やセミナーの開催等による情報発信・提供を行った。

(4) 国際金属資源循環促進業務

ASEAN 等の多くの開発途上国では、経済成長に伴い使用済電気電子機器等の廃棄物(E-waste)

が増加する一方、これらの適正処理がなされず、健康障害及び土壌・水質等の環境汚染の拡大が懸念され、更には不適正な越境移動が数多く報告される状況にある。

本事業の目的は、ASEAN 等の途上国で E-waste を適正に回収・解体して、E-scrap（廃電子基板等）や廃蓄電池（廃リチウムイオン蓄電池等）を日本へ輸入した後、環境負荷が少なく回収率の高い日本の優れた前処理や精錬技術を用いて重要金属へ再生することである。これにより、相手国の環境汚染を防止しつつ、国際資源循環を強化し、脱炭素化に必要な重要金属資源の確保が可能となる。

本事業は、ASEAN 等の途上国へ E-waste に係る法令整備や拡大生産者責任の導入、回収・解体処理事業者の登録許可制度等の制度構築支援を行い、現地事業者（回収・解体処理等事業者）と日本企業の協働を支援することを目指す。令和6年度は、前年度に引き続きインドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、及びベトナム計5か国を対象として、次年度以降の具体的な協力内容を検討した。財団は各国の工程表作成等を担当するコンサルタントの取りまとめとなる統括業務として、基本方針案の策定、計4回わたる検討委員会の開催、企業ヒアリング、本事業による環境・経済評価等を実施した。

2. 自主事業

（1）国際展開事業に関心を持つ会員（以下「センター会員」という。）を対象とした事業

① 内外動向セミナーの開催

我が国循環産業による海外展開の促進・支援のため、センター会員を対象とする「内外動向セミナー」を3回開催した。

日 程	講演タイトル	講 師
8月21日 (We b)	欧州の循環型経済に係る最新動向 (トレーサビリティを中心として)」	JETRO ブリュッセル事務所次長 藪中愛子様
12月23日	アジア開発銀行の概要と廃棄物分野 における活動	アジア開発銀行セクターグループ水・都市開発セクター部上級課長 齋藤法雄様
3月7日	タイのW t E最新事情と産業廃棄物 管理の動向	中央大学経済学部教授 佐々木創様

② 循環産業の国際展開に関する官民意見交換会

センター会員との意見交換の場として「官民意見交換会」を開催した。

日 程	講演タイトル	講 師
6月21日	世界全体の脱炭素化に向けた動きと日本の環境協力	環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室インフラ推進官 須賀義徳様
10月23日	インドの廃棄物管理～インドの廃棄物産業・循環経済に関する最新動向～	在インド日本国大使館経済班の一等書記官（環境） 永井弥穂子様

【参考 1】令和6年度の主な二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金業務の実施状況

1. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（5年度補正予算及び6年度予算）

（1）事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業 によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材への需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を促進する。

補助対象設備は、以下のとおり。

- ①省CO₂型プラスチック資源循環設備
- ②金属破碎・選別設備
- ③バイオマスプラスチック製造設備
- ④太陽光発電設備リサイクル設備
- ⑤リチウム蓄電池リサイクル設備

（2）補助対象事業者

・民間企業・団体等

（3）補助金交付対象事業の採択の方法

一般公募を行い、申請のあった事業について、財団に設置した審査委員会が、審査基準（循環型社会への貢献、設備導入による二酸化炭素の削減効果、リサイクル増加量等の観点から評価）に基づく審査を経て、採択を決定。

（4）公募期間

令和6年3月19日（火）～ 令和6年4月19日（金）

令和6年6月27日（木）～ 令和6年7月31日（水）

（5）予算額

令和5年度繰越予算 3,467 百万円

令和5年度補正予算 3,235 百万円

（下記2の「マルチベネフィット達成促進事業」を含む）

令和6年度予算 3,761 百万円

（6）補助率等

補助金の交付額：原則として補助対象経費に次の割合を乗じて得た額を補助する。

補助率：ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に設備を補助する場合は1／2

イ アで規定する者以外に設備を補助する場合は1／3。

(7) 6年度に交付決定した件数

事業の種類	応募件数	交付決定件数
① 省CO ₂ 型プラスチック高度リサイクル設備導入事業	57 (7)	22 (7)
② バイオマスプラスチック製造設備	2	0
③ 太陽光発電設備リサイクル設備	6 (1)	3 (1)
④ リチウム蓄電池リサイクル設備	4 (1)	1 (1)
⑤ 金属破碎・選別設備	13 (1)	5 (1)

※ () 内は継続案件数 (内数)

2. 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち廃棄物エネルギーの有効利用によるマルチベネフィット達成促進事業）

（1）事業目的

- ① 廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）等することで化石燃料の使用量を削減し、社会全体の脱炭素化を進める。
- ② 災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、脱炭素化以外の政策目的の達成を図り、地域循環共生圏の構築を促進する。

補助対象設備は、以下のとおり。

① 廃棄物高効率熱回収事業

廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設備設置・改良を行う事業

②－1 廃棄物燃料製造事業

廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等）の設備設置・改良を行う事業

②－2 廃棄物燃料受入事業

廃棄物燃料を受け入る際に必要な設備設置・改良を行う事業

（2）補助金交付対象事業の採択の方法

一般公募を行い、申請のあった事業について、財団に設置した審査委員会が、審査基準（地球温暖化防止に資する効果、波及効果、先進性等の観点から評価）に基づく審査を経て、採択を決定。

（3）補助率

原則として補助対象経費に 1/3 を乗じて得た額。ただし廃棄物高効率熱回収事業においては、上記金額と施設の高効率化に伴う増嵩費用のいずれか低い方の額。

（4）公募期間

令和6年7月4日（木）～令和6年8月2日（金）

（5）予算額 1,252 百万円

（6）6年度に交付決定した件数

事業の種類	応募件数	交付決定件数
① 廃棄物高効率熱回収事	8（4）	7（4）
②－1 廃棄物燃料製造事業	9（3）	4（3）
②－2 廃棄物燃料受入事業	0	0

※（ ）内は継続案件数（内数）

3. 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業

(1) 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO₂型リサイクルの体制確立
- ② デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ③ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、再エネ関連製品のリサイクル体制の構築及び金属資源の倍増を目指す。

実施対象事業は、環境省の委託事業による「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」で検証された事業又は脱炭素型金属リサイクルの推進に対し、資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、エネルギー削減効果、CO₂排出量削減効果その他の環境負荷低減効果が検証された内容であること。

(2) 補助金交付対象事業の採択の方法

一般公募を行い、申請のあった事業について、財団に設置した審査委員会が、審査基準（社会的課題設定の妥当性、脱炭素型金属リサイクルビジネスの活性化の見込み、事業終了後の出口戦略等の観点から評価）に基づく審査を経て、採択を決定。

(3) 補助率

補助金の交付額：原則として補助対象経費に次の割合を乗じて得た額を補助する。

補助率:ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に設備を補助する場合は1／2。
イ アで規定する者以外に設備を補助する場合は1／3。

(4) 予算額 300 百万円

(5) 6年度に交付決定した件数

公募期間	件 数
公募無し	(1)

※ () 内は継続案件数 (内数)

4. 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）

（1）事業目的

本事業では、①CO₂排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate 産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラー エコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

（2）事業内容

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現する。

ア. 補助対象事業の要件

① CO₂排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルや サーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to Abate 産業）に再生素材や燃料・エネルギーの供給を行う事業。

② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献し、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の 国際的な競争力の確保を行う実証・設備導入事業。

イ. 補助対象品目

- ① 廃プラスチック
- ② 金属（e-scrap 等）・蓄電池
- ③ 廃油

（3）補助率

補助金の交付額：原則として補助対象経費に次の割合を乗じて得た額を補助する。

補助率：ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に補助する場合は1／2。

イ アで規定する者以外に補助する場合は1／3。

（4）予算額 5,000 百万円（3年間で総額 20,000 百万円の国庫債務負担）

（5）補助金交付対象事業の採択の方法

一般公募を行い、当財団及び環境省、評価委員が審査基準（産業競争力強化への貢献、排出削減への貢献、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であること、人材確保に向けた取組等の観点より評価）に基づき審査の上、採択案件を決定。

(6) 6年度に交付決定した件数

公 募 期 間	応募件数	交付決定件数
令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金)	16	5
令和7年2月4日(火)～令和7年2月17日(月)	1	1

5. アジア等国際的な脱炭素以降支援のための基盤整備事業のうち、「資源循環分野の脱炭素化促進事業」

(1) 事業目的

生産・廃棄段階のCO₂排出を削減するためには、世界全体で循環経済への移行推進が不可欠である。このような状況下で、日本の資源循環分野における優れた脱炭素技術（廃棄物発電等）の海外展開促進を目的とする。

(2) 事業内容

- ・ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理・リサイクル技術を海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助。

(3) 補助率

補助対象経費（人件費及び業務費）の1／2（中小企業は2／3）

(4) 予算額 約 52 百万円

(5) 補助金交付対象事業の採択の方法

一般公募を行い、当財団及び環境省、評価委員が審査基準（地球温暖化防止に資する効果、提案事業の波及効果、先進性等の観点より評価）に基づき審査の上、採択案件を決定。

(6) 6年度に交付決定した件数

公 募 期 間	応募件数	交付決定件数（対象国）
令和6年4月19日～11月29日	2件	2件（マレーシア、インドネシア）

【参考2】二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金業務の概要

1. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

(出典：環境省ウェブサイト 令和6年度(2024年度)当初予算 <https://www.env.go.jp/content/000156384.pdf>)

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和6年度予算(案) 3,761百万円(4,991百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 3,235百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品(太陽光パネル、LIB等)や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテ일러・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

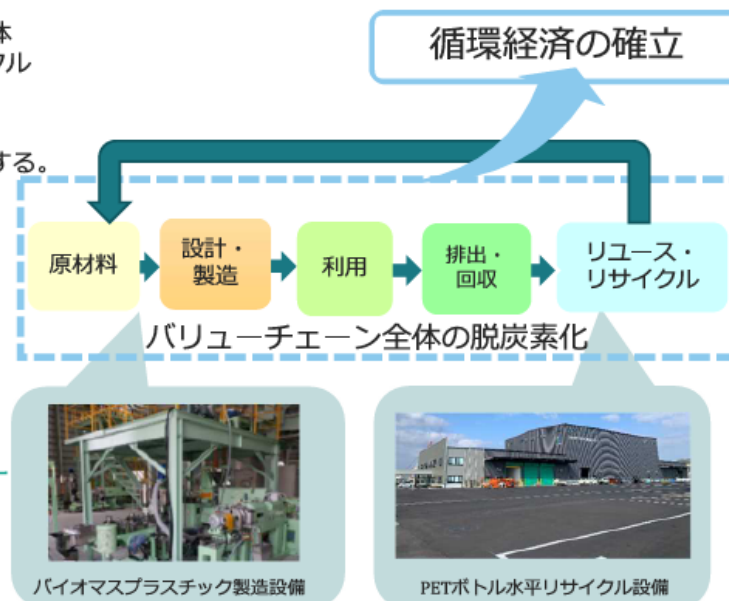


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率1/3, 1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

2. 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（うち廃棄物エネルギーの有効利用によるマルチベネフィット達成促進事業）（出典：環境省ウェブサイト、令和6年度（2024年度）当初予算 <https://www.env.go.jp/content/000156387.pdf>）

廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業



【令和6年度予算（案） 1,322百万円（2,000百万円）】 環境省



廃棄物エネルギーの有効活用等により、地域循環共生圏構築に資する廃棄物処理事業を支援します。

1. 事業目的

- 廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）等することで化石燃料の使用量を削減し、**社会全体での脱炭素化**を進める。
- 災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、脱炭素化以外の政策目的の達成を図り、**地域循環共生圏の構築を促進**する。

2. 事業内容

（1）廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業
廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する以下の事業を支援する。

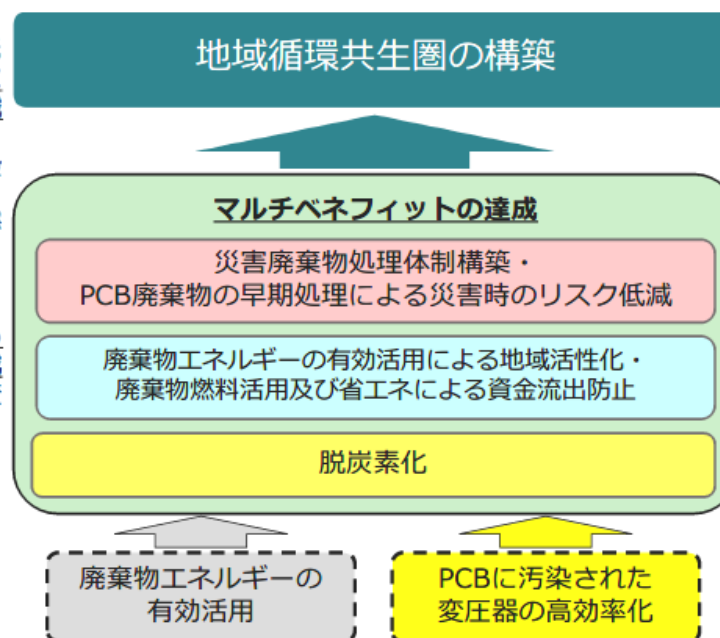
- ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）
- ② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良

（2）PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業
高効率変圧器の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図るため、変圧器のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器の高効率変圧器への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1／3、1／10）
- 補助対象 （1）民間事業者・団体、（2）民間事業者・団体
- 実施期間 （1）令和2～令和6年度、（2）令和5～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課（03-6205-4903） 又は 廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）

3. 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業

(出典：環境省ウェブサイト、令和6年度（2024年度）当初予算 <https://www.env.go.jp/content/000156385.pdf>)

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、

(2) 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ③ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

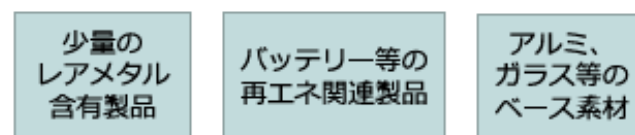
- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するため、省CO2型のリサイクル体制を整備していくことが必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年までに金属のリサイクル原料倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（1／2、1／3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-6205-4946

4. 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）

（出典：環境省ウェブサイト、令和6年度（2024年度）当初予算 <https://www.env.go.jp/content/000181430.pdf>）

先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案）5,000百万円（新規）】
※3年間で総額20,000百万円の国庫債務負担



先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（03-5501-3153、03-6205-4946）

廃棄物規制課（03-6205-4903）、廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）

5. 我が国循環産業の国際展開による脱炭素化支援事業

(出典：環境省ウェブサイト、令和6年度（2024年度）当初予算 <https://www.env.go.jp/content/000156413.pdf>)

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、

(5) ①資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

2. 事業内容

①PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、アジア開発銀行（ADB）と作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

②廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

③廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

6. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

(出典：環境省ウェブサイト 令和6年度(2024年度)補正予算 <https://www.env.go.jp/content/000268514.pdf>)

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和6年度補正予算(案) 1,700百万円】 環境省



プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等の導入支援による循環経済への移行を推進します。

1. 事業目的

プラスチック資源・金属資源等のリサイクル設備、バイオマスプラスチック等の製造設備及び廃棄物エネルギーの有効活用のための設備の導入支援により、国内設備での資源確保を通じて地方創生や産業競争力及び経済安全保障の強化に貢献するとともに、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

プラスチックの回収・リサイクルの迅速化・効率化を進めるため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテ일러・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入及び再生可能資源由来素材(バイオマスプラスチック等)の製造設備導入を支援する。

また、プラスチック使用量削減に資するプラスチックのリユース(トナー容器等)に必要な設備を支援対象にすることでさらなる脱炭素化を図る。

②金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

国内資源に限りがあることから、有用金属を含む廃棄物いわゆる都市鉱山や工程端材及び今後排出が増加する再エネ関連製品(太陽光パネル・リチウム蓄電池等)のリサイクルを促進するため、必要な設備導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率1/3, 1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 ①容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153 ②資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947

7. 自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）

（出典：環境省ウェブサイト 令和6年度（2024年度）補正予算 <https://www.env.go.jp/content/000268515.pdf>）

自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）



【令和6年度補正予算額 957百万円】

循環経済への移行に向け、産官学で一致団結し、国内における再生材市場構築を進めます。

1. 事業目的

2023年7月に提案された欧州のELV（廃自動車）規則案などの国際的変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、循環経済への移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、自動車における再生プラスチックの供給拡大と再生材市場構築に向け、産官学で連携し、サプライチェーンを通じた課題に対応する。

2. 事業内容

1. 産官学連携による調査等

- ① 自動車向けの再生材市場拡大のための調査

2. 廃自動車からのプラスチック回収促進事業

- ② 廃自動車からのプラ回収量拡大に向けた課題分析
- ③ プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入支援

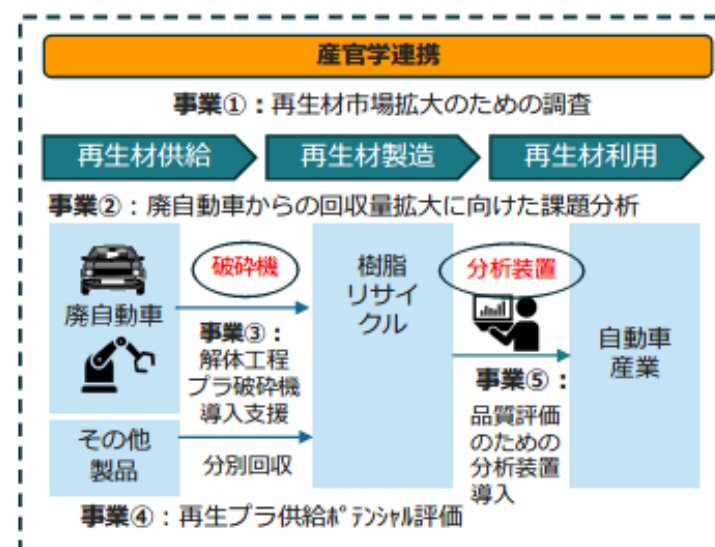
3. 高品質な再生材の供給促進事業

- ④ 国内の静脈産業における再生プラ供給ポテンシャルの評価
- ⑤ 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業
- 請負先・補助対象/ 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4946

8. 地産地消型資源循環加速化事業

(出典：環境省ウェブサイト 令和6年度(2024年度)補正予算 <https://www.env.go.jp/content/000268513.pdf>)

地産地消型資源循環加速化事業



【令和6年度補正予算(案) 2,000百万円】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域で排出される資源性廃棄物(家庭・産業からの複合素材(金属・木材・プラ等)、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等)であって主に焼却・埋立てされている廃棄物等の回収・選別・再資源化を支援することにより、循環経済への移行を促進するとともに地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

① 実施可能性調査・モデル実証事業

再資源化が困難である複合素材(金属・木材・プラ等)、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等の資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援する。

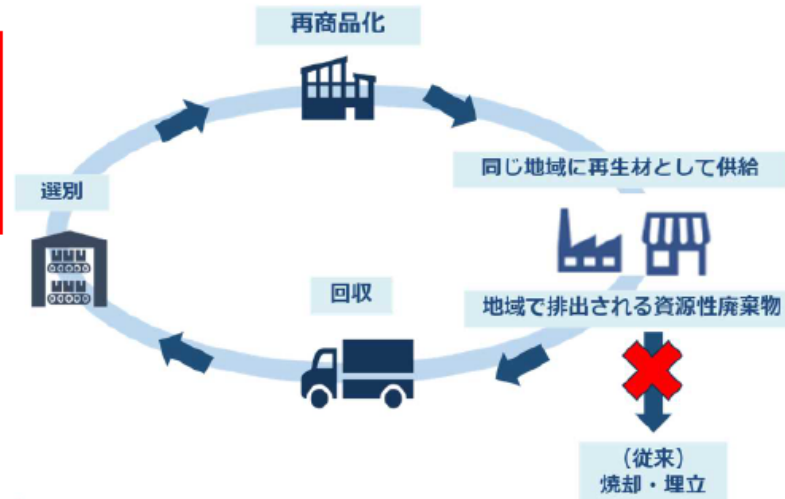
② 回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助

再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給するものに係る技術実証・設備導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業(補助率1/3、1/2)
- 請負先、補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 03-6205-4947 廃棄物規制課 03-5501-3156
資源循環ビジネス推進室 03-6205-4946